

# 仕様書

## 1 事業名

Our 地域おこし協力隊活動促進事業

## 2 目的

地域おこし協力隊は、外部人材としての目線を活かして、地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行い、その地域への定住・定着を図る取組である。本県で活躍する地域おこし協力隊が任期後も地域の担い手として継続的に活躍できるよう、協力隊と自治体職員双方へのきめ細やかな支援とともに、協力隊と地域おこし協力隊経験者（以下、「隊員経験者」という）はもとより、ともに地域で活躍する人材である集落支援員、地域住民等の交流や協業を創出することにより定住率の向上を図る。

## 3 業務内容

### (1) 協力隊等向け交流勉強会、地域交流イベント等の企画・運営

#### ① 協力隊等向け交流勉強会の企画・運営（年3回以上）

ア 協力隊のスキルアップや任期終了後の定着を支援する内容を具体的に企画すること。その際、地域の核となる人材として、地域の実情に応じた集落の維持・活性化等を担う「集落支援員」も対象とし、地域おこし協力隊とのより一層の連携を促進する内容を含めること。

イ 交流勉強会のうち1回は、自治体職員や受入団体等を対象とすること。

ウ 開催日時、講師及び実施内容等は県と協議のうえ決定すること。

エ 講師等への出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて委託費の中で謝金及び交通費の支払を行うこと。

オ 開催会場について、県と協議のうえ決定した後、予約等の手配を行うとともに、当日の準備、運営、進行、片付け、支払等の必要な対応を行うこと。

カ 参加者の申込受付及びとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。

キ 県 SNS 又は移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」への掲載用として、開催前の告知及び開催後の報告に関する原稿を作成すること。なお、掲載する媒体は県が決定するものとする。

ク 参加者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。

ケ 開催後、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

#### ② 地域交流イベント等の企画・運営（年3回以上）

ア 協力隊と隊員経験者、地域住民、県内事業者等のつながりを創出する機会を提供すること。

イ 開催場所は、東部・南部・西部の圏域（※）で行うよう努めること。

※東部圏域：徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡

南部圏域：阿南市・那賀郡・海部郡

西部圏域：美馬市・三好市・美馬郡・三好郡

- ウ 開催日時及び実施内容等は県と協議のうえ決定すること。
- エ 参加対象者に向け工夫を凝らした集客を行うこと。
- オ ゲスト等を招く場合は、出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて委託費の中で謝金及び交通費の支払を行うこと。
- カ 開催会場について、県と協議のうえ決定した後、予約等の手配を行うとともに、当日の準備、運営、進行、片付け、支払等の必要な対応を行うこと。
- キ 参加者の万一の事故に備えるために必要な傷害保険を掛けること。
- ク 参加者の申込受付及びとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。
- ケ 県 SNS 又は移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」への掲載用として、開催前の告知及び開催後の報告に関する原稿を作成すること。なお、掲載する媒体は県が決定するものとする。
- コ 参加者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- サ 開催後、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

## (2) 情報収集業務

### ① 県内24市町村へのヒアリング調査

- ア 各市町村の状況や課題等を把握するため、以下のヒアリングを行うこと。
  - ・市町村の受入体制及び支援体制
  - ・地域おこし協力隊の募集状況
  - ・地域おこし協力隊の活動状況
  - ・隊員経験者の定住状況及び就業状況
- イ ヒアリング項目の詳細は、県と協議のうえ決定すること。

### ② 各市町村地域おこし協力隊基礎データの更新

- ア ①により収集した情報に基づき、各市町村及び地域おこし協力隊のデータを更新すること。
- イ データの項目やとりまとめの方法については、県と協議のうえ決定すること。
- ウ データはエクセルファイルで作成することとし、県内24市町村のとりまとめが完了次第、速やかに県に報告すること。
- エ データは定期的に最新の情報に更新することとし、更新の都度県に報告すること。

### ③ 協力隊の活動状況調査（年3回以上）

- ア 協力隊の活動場所や自治体・受入団体等への視察を実施し、協力隊の活動状況を調査して、(3)情報発信業務④「協力隊通信（仮称）」等を活用して発信すること。
- イ 東部・南部・西部の圏域で各1回以上調査すること。
- ウ 調査した内容は、調査終了後、県に報告すること。

## (3) 情報発信業務

### ① 東京・大阪で実施する徳島県主催「移住フェア」のブース出展

- ア 開催日（予定）
- ・東京フェア 令和9年1月16日（土）
  - ・大阪フェア 令和8年11月8日（日）
- イ 開催会場
- ・東京フェア  
東京交通会館12階 カトリアサロンA  
（東京都千代田区有楽町二丁目10番1号）
  - ・大阪フェア  
OMMビル2階 ホールA（大阪府大阪市中央区大手前1-7-31）
- ウ 開催一週間前までに徳島県内自治体の地域おこし協力隊の募集状況を取りまとめて県に報告するとともに、移住フェア当日は参加者に適宜案内すること。
- ※東京1回2名、大阪1回2名でのブース対応を想定。
- エ 県 SNS 又は移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」への掲載用として、開催前の告知及び開催後の報告に関する原稿を作成すること。なお、掲載する媒体は県が決定するものとする。
- ② 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構主催「地域おこし協力隊フェア・大阪（仮）」のブース出展
- ア 開催日（予定）
- 令和8年10月
- イ 開催会場
- OMMビル（大阪府大阪市中央区大手前1-7-31）
- ウ 委託費の中で、出展料（143,000円）の支払を行うこと。
- エ 県の要望に応じて、徳島県内自治体の出展又は参加について、とりまとめや連絡調整を行うこと。
- オ 徳島県内自治体の地域おこし協力隊の募集状況を取りまとめて県に報告するとともに、当日は参加者に適宜案内すること。
- ③ 「徳島県地域おこし協力隊募集セミナー（仮称）」の企画・運営（年1回以上）
- ア 開催日
- 県との協議により決定すること。
- イ 開催会場
- 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センターセミナールーム
- リアル開催（オンラインとのハイブリッド開催を含む）を1回以上実施すること。
- ※会場費は不要。
- ※東京交通会館（東京都千代田区有楽町二丁目10番1号）の会場概要は、  
ホームページを参照のこと。
- [\(https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/\)](https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/)
- ウ 徳島県内自治体の地域おこし協力隊の応募につながる内容を企画すること。
- エ 参加者の募集及び申込受付を行い、工夫を凝らした集客を行うこと。Webサイトのアイキャッチ用画像1点を作成すること。当該画像を含む作成したコンテンツは、県が指定する形式で納品すること。

なお、県の移住促進デジタルマーケティング活用事業において、本セミナーのデジタル広告の配信を予定しているため、県の要望に応じて、作成したコンテンツのデータ一式を移住促進デジタルマーケティング活用事業の受託者に提供すること。

- オ 県 SNS 又は移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」への掲載用として、開催前の告知及び開催後の報告に関する原稿を作成すること。なお、掲載する媒体は県が決定するものとする。
- カ 申込者のとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。
- キ ゲスト等を招く場合は、出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて謝金及び交通費の支払を行うこと。
- ク 当日の準備、運営、進行、片付け等の必要な対応を行うこと。
- ケ 参加者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- コ 開催後、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

#### ④ 「協力隊通信（仮称）」の作成・発信（年3回以上）

- ア 協力隊の活動において、必要かつ魅力ある内容を具体的に企画すること。
- イ 掲載記事の取材・写真の撮影等を含む、全体の企画・編集に係る一切の作業及び進行管理を行うこと。
- ウ 県内で活躍する協力隊、隊員経験者または自治体職員、受入団体等取材のうえ記事を作成することとし、取材対象は県と協議のうえ決定すること。
- エ 効果的に記事を発信できるよう、その方法や発信先等を提案し、県と協議のうえ発信すること。
- オ WEB 版にて発信を行い、PDF ファイルも併せて作成すること。

#### ⑤ 新任の協力隊向け「とくしま地域おこし協力隊はじめてのワークブック」※の普及活動

※新任の協力隊のスタートアップ支援（協力隊と自治体、協力隊を受け入れる団体が相互理解を深め認識のずれを解消すること）を目的として制作。県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」にデータ公開。（A4サイズ、カラー14ページ）

- ア 効果的な活用方法について、県と協議のうえ、普及や広報等を実施すること。

#### （4）相談業務

##### ① 協力隊、自治体職員からの相談対応

- ア 協力隊及び自治体職員からの相談に対応する窓口を設置すること。
- イ 相談対応は、原則として、電話、電子メール、オンラインとする。

##### ② 相談体制

- ア 相談対応が円滑に実施できる体制を確保することとし、運営についての詳細は県と協議のうえ決定すること。
- イ 相談員は以下の全ての条件を満たすものとする。
  - ・協力隊、自治体職員の相談に親身になって対応できる者

- ・地域おこし協力隊経験者
- ・徳島県に定住している者
- ・地域おこし協力隊制度を理解している者

ウ 必要に応じて、外部人材や専門機関と連携すること。この場合、必要に応じて謝金及び交通費の支払を行うこと。

### ③ 相談状況の報告

ア 上記①について、相談者、相談内容及びその対応方法、相談時間等を取りまとめ、月1回程度報告すること。

### (5) 独自提案

協力隊の支援として効果的と思われる施策があれば提案し、県と協議の上、実施すること。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 報告書の提出

事業完了報告書を令和9年3月31日までに提出すること。

## 6 成果品

- (1) 3(1) 交流勉強会、地域交流イベント等で作成した研修資料、広報物等の電子データ一式
- (2) 3(2) 情報収集業務②で作成した電子データ一式
- (3) 3(3) 情報発信業務で作成した「協力隊通信(仮称)」電子データ一式

## 7 特記事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) この業務の実施に当たって、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) この業務の実施に当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 徳島県がアカウントを保有するSNS等ソーシャルメディアを活用する場合は、別紙3「徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。
- (5) 本事業内容は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (6) 各業務に係る撮影、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経緯(交通費、各種データ費等)は、全て委託金額に含むこと。
- (7) 本委託業務において、制作された著作物や各種データの所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及びその他一切の権利は、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく徳島県に帰属するものとする。ただし、

受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。

- (8) 本委託業務において、制作・納品された成果品を委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等あらゆる媒体、手段、手法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。
- (9) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権等知的財産権等については、事前に許諾を取得し、第三者の著作権・肖像権等を侵害していないことを保証すること。なお、第三者の著作権・肖像権等の侵害の申し立てを受けたときには、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (11) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく同様とする。
- (12) 本事業において、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、定めるものとする。